

**産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 報告書案
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方**

特 許 庁

産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 報告書案に対して、パブリックコメント手続を実施し、各方面から御意見を募集しましたところ、募集期間中に報告書案の内容について寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、寄せられた御意見は適宜集約いたしております。
今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

平成 25 年 12 月 26 日（木）～平成 26 年 1 月 25 日（土）

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、経済産業省HP 及び特許庁HP

(3) 意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数 18 件

内訳（団体 11 件、企業 3 件、個人 4 件）

以上

産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会
報告書案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通番	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
< I. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応 >			
I - (1) ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入の是非			
1	ハーグ協定ジュネーブ改正協定に早急に参加すべき。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	5 団体 1 企業 3 個人
2	ロカルノ協定に早急に参加すべき。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	5 団体 1 企業 3 個人
3	両協定加入に向けた主な論点の対応の方向性について賛成する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	2 団体
I - (2) 複数意匠一括出願制度について			
4	意匠登録制度の国際的調和の観点やユーザーの利便性からすれば、複数意匠一括出願制度を認めることに賛成する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	3 団体 1 企業 1 個人
5	国際出願についてのみならず、国内の出願についても複数意匠一括出願を認めるべき。	当小委員会における審議内容を踏まえ、複数の意匠について意匠登録出願を行う場合における出願手続負担を軽減すべく、複数の意匠登録出願書類を一括して作成及び提出しやすい環境の整備について、引き続き検討します。	1 団体 1 個人
6	複数意匠一括出願された国際出願が我が国に移行してきた際の、我が国における関連意匠制度との関係性がどのようになるのか検討が必要と思われる。例えば、複数意匠の中から本意匠や関連意匠を選択することができるか等、検討が必要と思われる。	国際出願における手続上、複数意匠一括出願された複数の意匠の間における関連意匠の出願が可能であることから、これを認めることが適当であると考えられます。	1 個人

7	日本を指定する国際出願の複数意匠一括出願を認めた場合、無審査登録を認めない限り、出願後の審査の過程で、出願人側及び日本国特許庁でも各々管理や手間が発生すると考えられる。出願人側の費用負担もある程度は致し方ないとする。	出願人に過度の費用負担や管理負担が発生しないような制度設計が可能かどうかの検討を含め、御意見は、適切な意匠制度及びその運用に係る今後の検討の参考にさせていただきます。	1 個人
8	複数意匠一括出願を導入した場合、一方で、出願に係る意匠の一部のみに拒絶理由が存在する場合に、出願全体の処分確定が遅れることがないよう、対応につき引き続き検討すべき。	御指摘のような問題は生じないよう、登録査定がされた意匠から順次、迅速に意匠権を付与することを可能とすることが適当であると考えられます。	2 団体 1 企業
I - (3) 公表の延期について			
9	国際公表の延期について、ハーグ協定ジュネーブ改正協定で認められる最長期間である最長期間（30か月）を容認することが適当である。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	4 団体 1 企業 1 個人
10	国際公表後に金銭的な請求権を容認することが適当である。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	3 団体 1 企業 1 個人
11	我が国としては登録後の公表延期について、秘密意匠制度（意14条1項）との関係を考慮して導入すべきである。	我が国を指定締約国とする国際出願については、既に国際公表がされており、秘密意匠の適用を認めないことが適当であると考えられます。	1 個人
12	第三者による無断実施（侵害）を予防するためには、意匠権の効力の発生は、設定登録を停止条件とする出願日への遡及効を認めるようにすべきである。そうすれば、出願中の侵害行為に対する補償金請求権を行使することができることになる。（意20条1項。意匠権の存続期間は出願日から25年とすべきである。ベルヌ条約第7条4項参照）ハーグ協定加盟国の意匠法は、出願日（＝登録日）から存続期間を起算している。	国際公表後に第三者がその意匠の実施をした場合に、その実施をした者に対する金銭的な請求権を認めることが適当であると考えられます。また、金銭的な請求権については、設定の登録があった後でなければ行使できないこととすることが適当であると考えられます。	1 個人
13	金銭的な請求権を制度として導入するのであれば、我が国における設定の登録があった後でなければ行使できないこととすることに加え、我が国での公表後か、国際公表を提示して警告することを条件にするなど、我が国の企業が無用の争いにならないための制度設計を検討することを要望する。	国際公表後に第三者がその意匠の実施をした場合に、その実施をした者に対する金銭的な請求権を認めることが適当であると考えられます。また、金銭的な請求権については、設定の登録があった後でなければ行使できないこととすることが適当であると考えられます。	1 団体

I－（４）新規性の喪失の例外の適用について			
14	日本を指定するハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく意匠出願について、新規性喪失の例外規定の適用を認めることは賛成である。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	4 団体 1 企業
15	新規性の喪失の例外適用の申請が可能な期間の延長や手続及び提出書類の簡素化等に関して、同様の制度を有する諸外国との比較等を踏まえて、出願人のメリットが享受できるよう検討すべき。	御指摘を踏まえて、手続の簡素化及び合理化に向けて取り組んでまいります。	3 団体 1 企業 1 個人
16	わが国意匠法第４条の規定をハーグ協定の規定に整合すべき。	ハーグ協定ジュネーブ改正協定には意匠法第４条（新規性の喪失の例外）に対応する規定が存在しませんが、当該規定は制度ユーザーの便宜のために広く活用されていることから、引き続き維持することが適当であると考えられます。	1 個人
I－（５）関連意匠について			
17	我が国を指定締約国とする複数の国際出願の間における関連意匠の出願及び国内出願と我が国を指定締約国とする国際出願との間における関連意匠の出願を認めることに賛成する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	3 団体 1 企業
18	現在の日本の関連意匠の時期的要件は、マイナーチェンジ等の商品開発サイクルに合致したものとはいえ、自社の先願で拒絶される、狭い権利が不具合が生じているため、ハーグ加盟を契機に、通常の出願が不利にならないよう時期的要件の緩和の検討を要望する。	関連意匠制度は、あくまでも意匠法第９条（先願）の例外であり、新規性の喪失までもを救済する制度ではないことから、我が国を指定締約国とする国際出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願は、少なくとも国際公表によって本意匠の新規性が失われる前までにすることが求められます。 なお、平成１８年の意匠法改正の際には、デザイン・バリエーションの開発実態等を踏まえ、それまで本意匠の出願と同日出願のみ認められていた関連意匠について、本意匠の意匠公報発行の前日までの後日出願の登録を可能としております。	1 個人

19	国際公表の繰り延べ請求をした国際出願についても、繰り延べ請求をしない出願と同様に、国際公表が行われる国際登録から6か月以内に限り関連意匠出願を認める取り扱いを要望する。	協定第14条（1）において、意匠の国際登録の効果として、各国に対してなされた正規の出願と同等の効果を有する旨の規定があり、原則として我が国を指定締約国とする国際出願は、国内の意匠登録出願と同様に扱うことが求められています。したがって、協定の原則に従えば、国際出願についても国内の意匠登録出願と同様に、国内における意匠公報の発行の日前であれば関連意匠の出願を認めることが適切であると考えられます。 （ただし、関連意匠制度は、あくまでも意匠法第9条（先願）の例外であり、新規性の喪失までもを救済する制度ではないことから、我が国を指定締約国とする国際出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願は、少なくとも国際公表によって本意匠の新規性が失われる前までにすることが求められます。）	1 団体
20	現在、関連意匠制度を採用していない諸外国に関連意匠制度の採用を働きかけることを要望する。	関連意匠制度をはじめとする我が国の意匠制度について諸外国への周知を図り、制度の利便性について御理解いただけるよう努めてまいります。	1 団体 1 企業
I－（6）部分意匠について			
21	我が国を指定締約国とする国際出願についても、部分意匠の出願を認めるべき。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	2 団体 1 企業
22	部分意匠制度の問題は逆にハーグ協定の改正問題として提案すべき。	我が国ユーザーの利便性向上のため、引き続き国際事務局との調整を行うとともに、ハーグ協定の同盟総会のみならず、実務者ワーキンググループにも積極的に参加し、我が国の意見を述べ、必要に応じて規則改正等を各国に働きかけていきます。	1 個人
23	部分意匠制度を採用していない諸外国に部分意匠制度の採用を働きかけることを要望する。	部分意匠制度をはじめとする我が国の意匠制度について諸外国への周知を図り、制度の利便性について御理解いただけるよう努めてまいります。	1 団体 1 企業

I－（７）図面の提出要件緩和について			
24	わが国意匠法とハーグ協定ジュネーブ改正協定の間には図面等の提出要件に違いがあり、国際出願の中に具体的な意匠が特定できず権利内容が不明確なものも多数含まれている実態に鑑みると、こうした権利内容が不明確なものは、我が国においては意匠登録をすべきではない。図面等から意匠が特定できない場合には我が国では登録を認めないことが妥当である。	国際調和を念頭に置きつつ、ユーザーにとって負担が少なく、かつ権利内容が明確となるよう、意匠の認定に係る審査基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討します。	2 団体 1 企業 1 個人
25	意匠の要部が特定されていれば、図面要件を満たすとする取扱いに変更すべき。	国際調和を念頭に置きつつ、ユーザーにとって負担が少なく、かつ権利内容が明確となるよう、意匠の認定に係る審査基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討します。	1 団体
26	図面の表現方法等の権利内容の明確化に影響のない範囲においては、国際調和及び出願人のメリットの観点から必要な見直しを検討すべき。	国際調和を念頭に置きつつ、ユーザーにとって負担が少なく、かつ権利内容が明確となるよう、意匠の認定に係る審査基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討します。	2 団体 1 企業
27	図面の提出要件緩和と併せて、出願時図面に不足・不整合があった場合の補正についても、より弾力的に認める方向性で検討することを要望する。	国際調和を念頭に置きつつ、ユーザーにとって負担が少なく、かつ権利内容が明確となるよう、意匠の認定に係る審査基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討します。	1 個人
28	図面作成ツール（３Ｄ等）も念頭においた、出願人側の負担が少ない図面表現を認め、具体的にガイドライン等で示すことを要望する。	国際調和を念頭に置きつつ、ユーザーにとって負担が少なく、かつ権利内容が明確となるよう、意匠の認定に係る審査基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討します。	1 個人
29	意匠法においても訂正審判制度を導入すべき。	意匠審査基準ワーキンググループでの検討を踏まえ、今後必要に応じて検討して参ります。	1 団体 1 個人

I－（８）組物の意匠について			
30	組物の意匠の問題については、ロカルノ協定に加入して整合すべき。	我が国で認められる組物の意匠が国際出願において適切に取り扱われるよう、国際事務局及び関係諸国に働きかけてまいります。	1 個人
31	組物の意匠について、要件の相違によるユーザーの負担を少なくし、意匠登録制度の国際的な調和を図る必要があり、具体的な組物の意匠の認定基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討することに賛成する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体
I－（９）秘密意匠について			
32	我が国を指定締約国とする国際出願については、秘密意匠の適用を認めないことに賛成する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	2 団体 1 企業 1 個人
33	現行法第 1 4 条を廃止し、ハーグ協定における公表延期制度を導入すべき。	意匠法第 1 4 条（秘密意匠）は、ある意匠を創作したがその実施化にまだとりかからないというような場合に先願の出願を確保するための規定であり、制度ユーザーに広く活用されていることから、引き続き維持することが妥当であると考えられます。	1 個人
I－（１０）公報の発行及び原簿の管理について			
34	公報の発行及び原簿の管理についての対応に賛成する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体 1 企業 1 個人
35	国際登録に基づく意匠権に関して国内の意匠原簿による管理や意匠公報の発行を行うことは適当であり、意匠原簿や意匠公報に記載する言語を英語とすることも、翻訳等により意匠の権利範囲に影響が生じることを避ける観点からは是認できる。訴訟で意匠の権利範囲が争われる場合などにおいては、英語を原文とした上で、当事者が日本語訳を提出して、裁判所で意味をはっきりさせることも可能である。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体

36	我が国の制度ユーザーの利便性を考え、日本語による検索の実現について引き続き検討すべき。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 御意見を踏まえ、日本語による検索の実現について引き続き検討します。	2 団体 1 企業
I - (1 1) 国際出願の手数料納付形式について			
37	我が国を指定締約国とする国際出願が我が国の実体審査において拒絶された場合には、登録料相当分を出願人に返還するという措置がとられるのであれば、早期の権利化の観点から、一括納付方式を採用することに賛成する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体
38	料金や手続の側面で、意匠制度の利用者に大きな負担とならないよう配慮しつつ対応を進めるべき。	御意見を踏まえ、制度ユーザーに大きな負担とならないよう配慮しつつ対応を進めます。	1 団体
39	庁費用については、庁側(国)の負担が大きくなりすぎないように検討することが必要と思われる。その際、権利化後に権利の有効性を訴訟で争うこととなる無審査国とは異なり、審査国ではより確かな権利を得ることができ、中でも日本での登録は多少手間や費用がかかっても、他国でも信用を得られるというような立場が得られるよう、運用、PRすることを要望する。	出願料及び登録料に相当する個別指定手数料の額については、適切な額を設定する予定です。また、これまでと同様、特許庁の審査が他国でも信頼を得られるよう努めてまいります。	1 個人
40	我が国を指定締約国とする国際出願が我が国の実体審査において拒絶された場合に、登録料相当分を出願人に返還することに賛成である。一方、出願人が自発的に日本の指定を取り下げた場合にも返還請求を認めて欲しい。また、出願人が保護認容声明を国際事務局から受領したものの事情により保護が不要となった場合にも、保護認容声明の受領から一定の期間内に返還請求を認めることを要望する。	具体的な返還内容につきましては、他の制度との整合性を考慮しつつ、引き続き検討を行ってまいります。	1 団体
41	国際出願の手数料納付形式について、国際出願が日本の実体審査において拒絶された場合に、登録料相当分を出願人に返還するとの方向性は歓迎する。制度に不慣れな出願人が返還手続の機会を逸しないよう、審査通知に返還手続の書類を添付する等の補助的手当について検討すべき。	御指摘を踏まえ、出願人が個別指定手数料の返還手続の機会を逸しないよう、制度ユーザーへの周知を含めた運用を検討してまいります。	1 団体
42	我が国を指定締約国とする国際出願が我が国の実体審査において拒絶された場合には、登録料相当分を出願人に返還することについて歓迎すべきと捉えているが、実際の返還手続が出願人の管理工数の増加とならないように検討すべき。	具体的な返還手続につきましては、可能な限り簡素なものとなるよう、御指摘を踏まえ、引き続き検討いたします。	1 団体 1 企業

I - (1 2) 国際出願における自己指定の容認について			
43	ユーザーのメリットが期待できることから、国際出願における自己指定を認めることに賛同する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	3 団体 1 企業 1 個人
44	審査遅延を回避するため、協定加入時のユーザーの混乱を回避するため、外交会議で日本が提案した宣言事項であるため、自己指定のニーズが低い ため等の理由により、自己指定の留保宣言（協定第 1 4 条（3））をすべき。	ユーザーに対して国際出願に関する手続や留意点を周知徹底することを前提に、出願人の選択の幅を確保し、ハーグ協定ジュネーブ改正協定のメリットを享受できるようにするという観点から、自己指定を認めることが 適当であると考えられます。	3 団体
45	国内の意匠登録出願と国際出願の相違点、注意点や留意事項をわかりやすく記載したガイドラインの作成、特許庁ホームページへの掲載、各地での説明会開催等を通じて、国際出願に係る手続を周知徹底することを要望する。	国際出願から我が国での登録設定がなされるまでの注意点や留意事項をわかりやすく記載したガイドラインの作成、特許庁ホームページへの掲載、各地での説明会開催等を通じて、国際出願に係る手続を周知徹底します。	1 団体 1 企業 1 個人
I - (1 3) 特許庁を通じた国際出願の受付について			
46	特許庁を通じた国際出願を受け付けることが適当である。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	2 団体 1 企業 1 個人
47	特許庁を通じた国際出願（意匠に係る国際登録出願）に関する特許庁における手続代理は、出願人の利益保護の観点から、弁理士の専権業務とすることが妥当である。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体 1 個人
48	行政サービスとして、ユーザーに対してどのような支援を提供できるかの点については、引き続き検討することを要望する。	特許庁を通じた国際出願を受け付ける場合には、行政サービスとして、ユーザーに対してどのような支援が可能であるかを引き続き検討いたします。	1 団体 1 企業
I - (1 4) 国際意匠分類と日本意匠分類について			
49	我が国が、当面は国際意匠分類と日本意匠分類を併用していくとともに、引き続き日本意匠分類の整備及び充実にも努めるという対応をとることに賛成する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	3 団体 1 企業
50	国際意匠分類ではサーチを的確に行うことができないため、日本意匠分類は残すことを要望する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 個人

51	ユーザーの調査負担を軽減するため、我が国が国際意匠分類の細分化の議論に積極的に参加することを要望する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 我が国がロカルノ協定に加入した際には、ユーザーの調査負担を軽減するため、日本意匠分類を整備した経験を生かし、国際意匠分類の細分化の議論に積極的に加わります。	3 団体 1 企業
52	将来的には我が国を指定締約国とする国際出願が我が国以外の各国で実体審査を受ける際に、国際意匠分類と日本意匠分類を併用するよう、働きかけをすべき。	我が国がロカルノ協定に加入した際には、ユーザーの調査負担を軽減するため、日本意匠分類を整備した経験を生かし、国際意匠分類の細分化の議論に積極的に加わります。	1 団体 1 企業
I - (1 5) その他			
53	ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定への加入に向けて検討を進めることに異論はない。ただし、早期加入の要望に関しては、少なくともデジタルコンテンツ産業に関わる企業からは、早期加入を要望する声はなく、産業界全体の要望とは言えないため、「一部の企業からの早期加入を要望する声がある」旨を報告書に明記すべき。	一般社団法人日本経済団体連合会をはじめ、ハーグ協定ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への早期加入を要望する御意見を多くの企業・団体から頂いております。	1 団体
54	協定加入に合わせて、タイプフェイスなどの意匠の保護対象の拡充も検討すべき。	タイプフェイスは、意匠法第2条の「物品の形状等」に該当しないため、現在は保護対象とされておりません。御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。	1 団体 1 個人
55	「意匠に係る物品」の記載がない場合又は不明瞭な場合の、日本を指定締約国とする国際出願における取扱いと国内出願における取扱いが異なる。協定加入に関しては、意匠の製品に係る表示を国際出願の出願日認定要件とするような協定改正をした後に加入すべき、もしくは関係法規等の整備を要望する。	我が国の意匠制度においては、意匠に係る物品を記載しない書面をもって意匠登録出願をしたとき（願書に添付された書面全体から特定できるものを除く）は、当該出願手続は却下され、出願の効果は発生しませんので、国際出願における製品の表示の取り扱いと相違する点がありますが、協定上、製品の表示（意匠に係る物品）を記載しない書面をもってなされた国内の意匠登録出願の取り扱いについては、締約国に対して何ら義務を課していないため、上記の相違は、協定加入を妨げるものではありません。まずは早期の協定加入に向けて対応を進める必要があると考えますが、国際的な意匠の制度調和に向けて、製品の表示（意匠に係る物品）を記載しない書面をもってなされた意匠登録出願の取り扱いにつきましては、引き続き意匠法条約の検討状況等の国際動向を勘案しつつ、検討してまいります。	3 団体

56	拒絶通報に対する的確な対応のため、拒絶理由には翻訳文を添付するように要望する。	御意見を踏まえ、拒絶理由に翻訳文を添付する可能性について、具体的運用等を検討します。	2 団体
57	現在の我が国の意匠審査に鑑みれば、一次審査結果通知までの期間は出願後 6～7 月と短く、かつ新規性、創作非容易性、先願類否等のいずれの審査結果も妥当性が高いと認識しており、これ以上の審査期間の短縮などの要望はない。	制度ユーザーのニーズを踏まえ、今後も適時適切な審査に努めてまいります。	1 団体 1 企業
58	出願人の申請に応じて審査開始の時期を繰り上げまたは繰り延べできる柔軟な意匠審査の応時性対応については、ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に合わせて検討するよう要望する。	制度ユーザーのニーズを踏まえ、審査開始時期の適切な在り方について検討します。	1 団体 1 企業
59	ユーザーの利用準備の為に、ハーグ協定への加入目標時期を大まかにでも具体的に示して欲しい。また、運用等の詳細についても、可能な範囲で具体的なスケジュールを明らかにして欲しい。	日本再興戦略においては、ハーグ協定に対応した意匠制度の見直しについて今年度中に成案を得て、その後関係法改正案を速やかに国会に提出することとされております。運用等の詳細につきましても、可及的速やかに情報提供したいと考えております。	1 団体
60	ユーザーが手続面で混乱することのないよう、運用面の整備及び説明会等での周知徹底及びホームページ等を利用した情報公開を要望する。	国際出願から我が国での登録設定がなされるまでの注意点や留意事項をわかりやすく記載したガイドラインの作成、特許庁ホームページへの掲載、各地での説明会開催等を通じて、国際出願に係る手続を周知徹底します。	3 団体
61	ハーグ協定ジュネーブアクト改正協定に加入した場合の日本の意匠の運用を検討するにあたり、意匠審査基準ワーキンググループを設置し、意匠の実務家を多く委員とすることを要望する。	産業界及び実務家の参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループにおける検討を進めてまいります。	1 団体

＜Ⅱ．画像デザインの保護拡充について＞

Ⅱ－（１）総論

① 全体について

62	画像デザインの保護拡充に賛成する。	今後、我が国企業の事業活動の国際展開に資するべく、創造的なデザインの権利保護を確保するとともに、クリアランス負担をできるだけ軽減するとの観点に立って、早急に次の対応を行うこととします。 ・ イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し平成２７年度中のサービス導入を目指します。ユーザーからの評価を踏まえ随時改善を図ります。 ・ これを前提としつつ、意匠法第２条第２項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行います。 ・ この検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから当小委員会に報告するとともに、当小委員会で制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行います。 以上の対応の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、報告書に書かれた検討項目を中心に制度の在り方を引き続き当小委員会において検討します。	3 団体
63	画像デザインの保護拡充に反対する。		2 団体 1 企業
64	意匠法を改正して画像デザインの保護拡充を図るに当たっては、第一に、欧米を含む諸外国との調和を図り、国際的に受容され、理論的に承認され得る制度を構築すべきである。第二に、製品に係る知的財産が国内と海外とで同様の保護を享受できる制度整備を検討する必要性が生じている状況を直視し、現行法のドグマに過度にとらわれたり、適当な妥協をしたりすることなく、画像デザインの保護の必要性に即した制度を設計すべき。		1 団体
65	エンタープライズ系システムの開発等をメインの事業とする業界においては、使い勝手を重視した類似のデザインを選択せざるをえないという特性がある。また、クリアランス調査等に時間をかければ顧客からの要望に迅速に対応することが困難となる。画像デザインの保護拡充は、当業界はもとより、情報システムの利用者に当たる企業の活動にも影響を及ぼすものであり、現時点では企業活動を阻害することが大いに懸念される。このような実情を踏まえ、制度の見直しに係る議論の機会が引き続き設けられることを希望する。		1 団体

② コンテンツ等の扱い			
66	映画、写真、その他の映像素材、ゲーム等のコンテンツ等を含めて、現行意匠法に明示された「物品の操作の用に供する画像（意匠法第2条）」に該当しない画像デザインを意匠法の保護対象とすべきかについては、引き続き慎重な検討が必要と思料する。	映画、写真、その他の映像素材、ゲーム、音楽、電子書籍等のコンテンツの全部又は一部については、意匠法第2条第2項に規定する「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像」には通常当たらないものと考えます。その点を踏まえ、引き続き慎重に検討してまいります。	2 団体 1 企業
67	映画等を収録したDVDビデオやブルーレイのチャプター選択や言語設定・字幕設定等のメニュー画面に用いられる「画像デザイン」を意匠法の保護対象にしないよう要望する。		1 団体
68	画像デザインについて、仮に保護拡充を行う場合であっても、音楽配信及び電子書籍配信等の分野については適用除外とすべき。		1 団体 1 企業
③ ウェブサービス等におけるデザイン変更のスピード感と意匠制度による保護の妥当性			
69	ウェブサービス、スマートフォン向けアプリケーションの分野における商品・役務の短いライフサイクルや、当該アプリケーションのデザイン変更のスピード感等に鑑みると、これらに用いられる画像デザインは意匠制度による保護になじまない。	御指摘いただいた、ウェブサービス、スマートフォン向けアプリケーション等の分野の実態に鑑み、迅速に権利を付与することについて検討いたします。	1 団体 1 企業
④ 他の法領域による保護			
70	画像デザイン（例：実用ソフトのG U I）は応用美術の領域に属することが多いことから、少なくとも、意匠法によって保護すべき必要性が高いという認識に賛成する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体
71	意匠法以外の法律によって保護することも視野に入れた検討を要望する。	物品を離れた画像デザインそのものの保護の在り方については、意匠法による保護に加え、意匠法以外の他の法律によって保護することも視野に入れ、検討を進めてまいります。	2 団体 1 個人

Ⅱ－（２）各制度案について			
① Ａ案			
72	機能ごとに権利化するＡ案に賛成する。	今後、我が国企業の事業活動の国際展開に資するべく、創造的なデザインの権利保護を確保するとともに、クリアランス負担をできるだけ軽減するとの観点に立って、早急に次の対応を行うこととします。 ・ イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し平成２７年度中のサービス導入を目指します。ユーザーからの評価を踏まえ随時改善を図ります。 ・ これを前提としつつ、意匠法第２条第２項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行います。 ・ この検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから当小委員会に報告するとともに、当小委員会で制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行います。 以上の対応の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、報告書に書かれた検討項目を中心に制度の在り方を引き続き当小委員会において検討します。	1 団体 1 個人
73	画像デザイン自体を直接保護の対象とする点は評価できるが、最終的にはプログラムの機能ごとに区分することなく画像デザインに係る意匠権を設定できるようにすることも視野に入れて検討すべき。		1 団体
74	同一又は類似の物品を越えて権利が及ぶことについては、権利の効力が強くなりすぎる懸念がある。		2 団体
75	同一物品に同一画像が使われていても機能が異なる場合には権利行使できないといった、ユーザーの利便性を損なう結果となる虞がある。		2 団体
76	適当な「プログラムの機能」の区分を設定することが困難である。		2 団体 1 企業
77	現行法の権利とＡ案で改正後の権利とが混在することにより、制度が複雑化し、クリアランス負担が増加する。		2 団体

② B案			
78	適当な物品の区分を設定することが困難である。	今後、我が国企業の事業活動の国際展開に資するべく、創造的なデザインの権利保護を確保するとともに、クリアランス負担をできるだけ軽減するとの観点に立って、早急に次の対応を行うこととします。 ・ イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し平成27年度中のサービス導入を目指します。ユーザーからの評価を踏まえ随時改善を図ります。 ・ これを前提としつつ、意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行います。 ・ この検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから当小委員会に報告するとともに、当小委員会で制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行います。 以上の対応の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、報告書に書かれた検討項目を中心に制度の在り方を引き続き当小委員会において検討します。	1 団体 2 企業
79	物品性の要件は意匠法の骨格を成すものであり、クリアランスの観点からもこれを現状どおり維持すべき。		1 団体
80	プログラムの機能を無視し、物品ごとに権利化する場合、たとえ機能が異なるプログラムであっても、物品全体に対して権利が成立する（例えば、物品「スマートフォン」の画像デザインに係る意匠権一つであらゆる機能を有するプログラムが権利の効力範囲に入ることになる）ことになり、妥当でない。		1 企業
81	現行意匠法第38条第1号の「意匠に係る物品の製造にのみ用いる物」（いわゆる「のみ品」）の該当性は、今後、物品の区分等により定まるものであり、不透明である。		1 団体

③ B案（B－1案）			
82	画像デザインがグローバルに保護される環境の整備の具体的な施策としては、現行と同じく事前の審査を前提とする制度を維持する案のうち、（B－1案）「物品ごとに権利化する制度を維持しつつ権利の実効性を高めるための立法的手当てをする案」とする対応を進められることを要望する。	今後、我が国企業の事業活動の国際展開に資するべく、創造的なデザインの権利保護を確保するとともに、クリアランス負担をできるだけ軽減するとの観点に立って、早急に次の対応を行うこととします。 ・ イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し平成27年度中のサービス導入を目指します。ユーザーからの評価を踏まえ随時改善を図ります。 ・ これを前提としつつ、意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行います。 ・ この検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから当小委員会に報告するとともに、当小委員会で制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行います。 以上の対応の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、報告書に書かれた検討項目を中心に制度の在り方を引き続き当小委員会において検討します。	1 企業
83	B－1案は、間接侵害規定の新設により、当該プログラムを生産・譲渡等する行為に権利行使することが可能になる点で、B－2案よりも権利の実効性が高いことは確かであるが、物品との一体性を維持しているため、エンドユーザーがインストール等により意匠に係る物品で画像を表示可能にする行為を意匠に係る物品の製造行為ととらえざるを得ないことになり、理論的に難点がある。		1 団体
84	プログラムを生産・譲渡等する行為に対して権利行使可能とすることについては、クリアランス負担の観点や、物品の意匠に関する侵害とのバランスの観点から、懸念がある。		5 団体

④ B案（B－2案）			
85	当面の問題として、バージョンアップの保護を可能とする「B－2案」の導入に賛成します。	今後、我が国企業の事業活動の国際展開に資するべく、創造的なデザインの権利保護を確保するとともに、クリアランス負担をできるだけ軽減するとの観点に立って、早急に次の対応を行うこととします。 ・ イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し平成27年度中のサービス導入を目指します。ユーザーからの評価を踏まえ随時改善を図ります。 ・ これを前提としつつ、意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行います。 ・ この検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから当小委員会に報告するとともに、当小委員会で制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行います。 以上の対応の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、報告書に書かれた検討項目を中心に制度の在り方を引き続き当小委員会において検討します。	1 団体
86	B－2案は、クリアランス負担は一定程度生じるうえに実効性が乏しく、導入する意義があるとは思えない。		1 団体
87	B－2案について、意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を改訂する具体的検討を行うことは、当面の弥縫策としては是認せざるを得ないが、終局的な解決案としては採用の余地はないと考える。		1 団体
88	B－2案は、一見、プログラムの生産・譲渡等のみ行う事業者によるクリアランス負担は無いようにも考えられるが、プログラムの生産・譲渡等のみ行う事業者であっても、情報端末の製造・販売等を行うメーカーとの間の契約において、メーカーの侵害責任を移転される可能性が高いため、B－1案と同様のクリアランス負担が生じ、やはり妥当な案ではない。		1 企業

⑤ C案			
89	C案は、現行意匠法の審査主義から離れる案であるが、画像デザイン保護の青写真を自由に描くならば、諸外国でも採用されているような意匠の無審査制度を一部取り入れて、特許庁に出願ないし登録された画像デザインを、新規性及び非創作容易性についての一応の証拠として採用又は評価する制度を設けることも考慮に値すると考える。	今後、我が国企業の事業活動の国際展開に資するべく、創造的なデザインの権利保護を確保するとともに、クリアランス負担をできるだけ軽減するとの観点に立って、早急に次の対応を行うこととします。 ・ イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し平成27年度中のサービス導入を目指します。ユーザーからの評価を踏まえ随時改善を図ります。 ・ これを前提としつつ、意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行います。 ・ この検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから当小委員会に報告するとともに、当小委員会で制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行います。	1 団体
90	C案については、権利の有効性が明らかでない登録意匠が多数公表されることとなり、仮に過失の推定規定がなくとも、コンプライアンス遵守や自社の信頼性担保の観点からはクリアランスを行わざるを得ず、かえってクリアランス負担が増大することとなる。また、後発の創作の障害となるおそれがあるため、事前の審査を前提としない案は、受け入れ難い。	以上の対応の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、報告書に書かれた検討項目を中心に制度の在り方を引き続き当小委員会において検討します。	2 団体 2 企業
91	C案は、実用新案制度と類似の制度と思うが、継続的なプログラムサービスを提供するなどの場合においては、事後的な対応が困難なケースがあり、その場合、事前のクリアランスが必要となるため、反対である。		1 団体

Ⅱ－（３）今後の進め方について			
① 総論			
92	画像デザインの保護拡充の検討は、法改正を見込み、権利の実効性の観点と、画像デザインの市場での流通の実態について、広くユーザーの声を拾い、具体的な活用事例を更に研究すべき。	意匠審査基準ワーキンググループにおいて、広くユーザーの声を拾いながら、具体的な事例について検討いたします。	1 団体
93	我が国の意匠法における保護の水準を他国と比べて遜色のないものとするための意匠法改正の検討のスピードを速めることはあっても、遅くすることはあってはならないというべきであり、引き続き意匠制度小委員会での検討を続けるべき。	意匠審査基準ワーキンググループにおける検討結果は当小委員会に報告するとともに、当小委員会で画像デザインを保護する制度の在り方について更なる検討を行うこととします。	1 団体
94	短期的な方策として審査基準の改訂により保護拡充を図り、中長期的な方策として意匠調査環境の整備や抜本的な意匠法改正に向けた検討を進め、段階を追って改善できるところから速やかに対応を進めていくべき。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体 1 個人
95	安易に審査基準を改定して権利範囲を拡大するのではなく、産業界に対する影響をヒアリング等によって十分に確認し、慎重な検討を行うとともに、実際の検討にあたっては、ソーシャルゲーム業界についても特段の配慮を要望する。	意匠審査基準ワーキンググループでは、実務・法律等の幅広い観点から検討を進めるべく、当該ワーキンググループの委員の選任にあたっては、関係する産業界や専門家からも広く参画を得ることとし、ユーザーの意見を広く聴取しつつ検討を進めてまいります。	1 団体
96	脚注２２に「クリアランス負担に対する懸念が完全に解消されれば画像そのものを保護する制度を採ることが出来る」とあるが、「プログラム機能によって区分しない」というのは本報告書案に記載されたＡ～Ｃ以外の案になり、それを脚注のレベルで、あたかもクリアランス負担だけが解決すれば直ちに問題がないとしているのは言い過ぎではないか。画像そのものを保護することに関しての検討事項は、クリアランス負担への懸念だけではなく、そもそもの我が国の意匠制度の在り方や、「実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈の明確化」とも密接に関わってくる点に留意頂きたい。	御意見を踏まえ、クリアランス負担の軽減の観点のみならず、過失推定等の実施・侵害行為に関連する規定の解釈の明確化の観点も含め、制度の在り方を検討してまいります。	1 団体

② 意匠審査基準の改訂			
97	簡易な画像デザインが登録されないよう、意匠審査基準を整備し、新規性、創作非容易性、工業上利用可能性等の登録要件についての判断基準を明確化すべきである。	御意見を踏まえ、今後、画像の意匠について、新規性や創作非容易性の基準をより明確に示し、意匠の類否判断を行う上で必要な情報を提供すべく、意匠審査基準ワーキンググループにおいて、ユーザーの意見を広く聴取しつつ検討を行います。	3 団体 2 企業 1 個人
98	産業界に極めて重大な影響を与える解釈の大きな変更を、審査基準の改訂で行うことは妥当でない。影響を受ける産業界の意見を幅広く聴取しつつ、法改正により保護の拡充を図ることについて検討すべきである。	意匠審査基準ワーキンググループにおいて、ユーザーの意見を広く聴取しつつ検討を行い、この検討結果は当小委員会に報告するとともに、当小委員会で画像デザインを保護する制度の在り方について更なる検討を行うこととします。	1 団体
99	審査基準の改訂によって登録対象を拡充する対応を採用した場合、司法が異なる判断をする可能性も考えられ、社会全体や出願人にとってリスクとなり得る。	産業界や有識者等との議論を踏まえつつ、意匠法を所管する行政庁として、特許庁の考えを率先してお示しすることは、意義のあることと考えております。	2 団体
100	意匠審査基準ワーキンググループ等において、デジタルコンテンツの配信事業者等の関連産業団体の代表者や、専門家の意見を十分に反映した検討をすべきである。	意匠審査基準ワーキンググループでは、実務・法律等の幅広い観点から検討を進めるべく、当該ワーキンググループの委員の選任にあたっては、関係する産業界や専門家からも広く参画を得て、ユーザーの意見を広く聴取することとします。	1 団体 1 個人
101	審査基準の検討にあたっては、権利の有効性及び類否の司法判断も重要であることから、当該ワーキンググループへの知財高裁の判事の参画も検討いただきたい。		1 団体

③ クリアランスツール			
102	画像デザインの保護拡充に係る法改正を行う前に、まずは、クリアランスツールの構築等の、クリアランス負担を軽減できる有効な施策を導入すべきである。	企業等のクリアランス負担の軽減を図るため、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手します。	3 団体 1 企業
103	クリアランスツールの導入の検討を進めるにあたっては、意見交換や、ツールのトライアル期間を適宜設けていただき、簡潔な手段で、かつゆらぎの少ない検索が可能なものの提供を希望する。	クリアランスツールについては、ユーザーからの評価を踏まえ、随時改善を図ります。	1 団体
104	クリアランスツールの平成27年度中のサービス導入を目指すことを明記したのは、クリアランス負担を軽減する一つの解決策として評価に値する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体
105	イメージマッチング技術を利用した検索システムの導入は是非お願いしたい。意匠公報だけでなく審査用に収集している公知資料も含めた検索や公開の検討もお願いしたい。	企業等のクリアランス負担の軽減を図るため、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手します。また、公知資料の公開についても、引き続き文化庁と相談しつつ採り得る対応を行ってまいります。	2 団体 1 個人

④ 実施・侵害行為等の関連規定の解釈			
106	過失推定を含む実施・侵害関連規定の解釈については、産業界の実情を反映するためにも、その明確化のプロセスに、産業界から関係団体や有識者が参画してオープンに議論する場を設けるべき。		1 団体
107	短期的な対応としては、法改正を行わずに、 「意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、 1. 物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、 2. パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行う」 とのことであるが、産業界にとっては、登録要件のみならず、登録になった権利の権利範囲や、何をすれば権利侵害となるのか等は、明確化されることによって初めて本報告書案に記載されたA～C案に対する評価が可能となるという意味で重大な関心事であるため、 1. 速やかに本検討を開始すること、 2. 検討にあたっては産業界の意見を必ず広く聴取し、その意見を反映させること、 3. 検討状況を随時意匠制度小委員会に報告して審議対象とすること、を要望する。 具体的には以下のような論点についての解釈の明確化を希望する。 ・過失推定の覆滅可能性 ・過失推定を外す制度の是非 ・間接侵害の成否 ・画像デザインの部分意匠の権利範囲及び利用関係の考え方 ・クラウドのような利用形態での侵害成否等、具体的な行為の「実施」該当性	意匠法における過失推定等の実施・侵害行為等関連規定の適切な解釈の在り方については、当小委員会において検討を進めてまいります。	4 団体
108	権利行使の実効性のため、プログラム配布等の行為に対しても権利行使を可能にしても、日本国内のユーザーがプログラム配布を求めた場合において、送信元のサーバ設置場所が海外にある場合、日本国意匠権が及ぶののかも明らかではない。	国境を越える取引等については、他法令との整合性を踏まえつつ、今後、検討してまいります。	1 団体
109	楽天チュッパチャプス控訴審判決（知財高裁平成24年2月14日判決）や、各種の著作権の間接侵害と呼ばれる事案において、法律の文言を超えてサービス事業者の責任が認められる（認められる可能性）判断が出されているが、画像デザインの分野においても同様の事象がおきることが懸念される。	需要者や提供者が新たな情報通信技術によるサービスの利益を最大限享受できる制度を目指して検討してまいります。	1 団体

Ⅱ－（４）その他			
110	クリアランス負担を軽減するため、画像デザインの保護期間を通常の意匠に比べて短期間とすべき。	御意見は、適切な意匠制度及びその運用に係る今後の検討の参考にいたします。	1 個人
111	国際調和の観点を強調するのであれば、コピーライトアプローチを前提に、画像デザインを著作物と捉え、これを表示する物品に関わらず保護対象を作品自体と理解するべき。	御意見は、適切な意匠制度及びその運用に係る今後の検討の参考にいたします。	1 個人
112	画像デザインについての保護は、米国法の考え方に倣い、仮に物品は抽象的概念としては存在しても、具体的かつ固定的な存在ではないと考えるべき。	御意見は、適切な意匠制度及びその運用に係る今後の検討の参考にいたします。	1 個人
113	制度活用の促進及びユーザーメリットの観点から、我が国を指定締約国とする国際出願による画像デザインの意匠出願においては、願書記載の物品の説明に、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものである旨を記載することにより、願書記載の物品の名称に「物品（ただし、具体的に物品名を明示する）の操作の用に供する画像」（例えば、「携帯情報機器の操作の用に供する画像」）を認めるべき。	我が国を指定締約国とする国際出願において、願書記載の物品の名称としてどのような記載を認めるのかについては、意匠法第2条及び第6条等の規定の趣旨を踏まえつつ、制度活用の促進及びユーザーメリットの観点から検討してまいります。	1 企業
114	国際調和及び先願出願人の創作性の保全の観点から、我が国を指定締約国とする国際出願による画像デザインの意匠出願においては、願書記載の物品の説明に、一の国際意匠分類の範囲において保護を希望する対象物品を複数記載することにより、審査過程において意匠区分を付与する時には、一の国際意匠分類及び／又は複数の日本意匠分類の付与を認めるべき。	我が国を指定締約国とする国際出願に対する分類付与の在り方については、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点も踏まえつつ、検討してまいります。	1 団体 1 企業
115	画像のロゴに関して、これは意匠法に類するのか、商標か分かりにくい。物品ならば商標で、画像デザインならば意匠法に類するのか。	現行法において、意匠法は、物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものの創作を保護します。商標法は、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合またはこれらと色彩との結合であって、商品または役務について使用をするものを保護します。意匠法ないし商標法それぞれの保護対象、保護の要件に該当する場合はその法律により保護されます。	1 個人
116	ユーザーへの事前情報として、「中長期」とはどの程度の期間スパン（例えば、2～3年、又は3～5年等）かを明らかにしていただきたい。	中長期的な対応は、クリアランスツールの精度の向上と合わせて検討することとしております。併せて、ユーザーニーズや国際整合性の観点も踏まえ、具体的な検討期間を明らかにすべく努めてまいります。	1 団体